三井住友信託銀行株式会社

## お届印が不要となるお手続きのご案内

平素は三井住友信託銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、これまでお客さまからお手続きの際にお届印の押印をいただいておりましたが、2019年4月8日より、お客さまの利便性向上の観点から、一部のお手続きに関しましては、お届印の押印が不要となります。(個人のお客さまが対象です。)

<お届印の押印が不要となるお手続き>

- ・普通預金から定期預金へのお振り替え(同じ名義人さまへお振り替え)
- ・定期預金の中途解約(お手続き後のご資金は同じ名義人さまへお振り替え)
- ・家族おもいやり信託〈一時金型〉〈年金型〉のお申し込み
- ・住所変更※ など ※通帳や本人確認書類のご提示が必要です。

なお、お客さまの大切なご資産を金融犯罪などから守るため、お振り込みなどの当社以外 の口座にご資金が異動するお手続きや、法令などで規制されている元本保証がない投資信 託のご購入などのお手続きに関しましては、引き続きお届印の押印をお願い申し上げます。

詳細につきましては、お取引店またはお近くの当社本支店までお問い合わせください。

以上